

平成 26 年 3 月 11 日  
商 工 中 金

商店街振興組合等の皆さまへ  
～「商店街支援補助金つなぎ資金制度」のご案内～

商店街は、商業者の集積として地域経済の重要な役割を担っているとともに、地域コミュニティの担い手であり、中長期的に商店街が活性化し、恒常的な集客力や販売力を高めるため、政府による各種の補助金が措置されているところです。

商工中金では、政府の施策に連動し、商店街支援の補助金事業の採択者の皆さまを対象に、補助金交付までのつなぎ資金「商店街支援補助金つなぎ資金制度」を創設いたしました。

またつなぎ資金のみならず、補助金事業における商店街振興組合等の皆さまの自己負担分の融資相談につきましても懇切・丁寧に対応し、今後も商店街支援を行ってまいります。

## ○ 商店街支援補助金つなぎ資金制度の概要

|                |   |
|----------------|---|
| 貸付対象者          | 商店街支援にかかる補助金事業の採択者  |
| 対象となる<br>補助金事業 | 「商店街まちづくり事業」「地域商店街活性化事業」「中心市街地活性化事業」<br>「地域商業自立促進事業(平成 26 年度予算成立後)」等 (平成 26 年 3 月 11 日時点) |
| 資金使途           | 補助金交付までのつなぎ資金   |
| 貸付期間           | 補助金交付予定日までの間  |
| 貸付利率           | 所定の利率   |
| 担 保            | 必要に応じ担保をお願いします  |
| 保 証 人          | 必要に応じ保証をお願いします  |

\* なお、本商品による借入のお申込みについて、商工中金の審査によりご融資が決定いたしますので、ご要望にお応えできない場合があります。